

横浜市の高齢者福祉※への

土地活用 出張相談会

※この相談会では主に下記の事業所への活用を検討いたします。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症高齢者グループホーム

横浜市では、介護保険法に基づき介護事業所（施設）の整備を計画的に進めていますが、まだ整備が足りていない地域があります。

お持ちの土地建物を福祉へ活用することをお考えの方、ご協力いただける方がいらっしゃいましたら、ぜひこの機会に私たちにご相談ください。

相談会概要

日時 2024年(令和6年)

3/5(火) 金沢公会堂 会議室

午後 **13時30分**～**要予約**(ご相談時間 50分間程度)

場所 横浜市金沢区泥亀 2-9-1

京浜急行線「金沢文庫」駅徒歩11分、「金沢八景」駅から徒歩13分

対象となる方

横浜市内に所有する土地等を高齢者福祉（地域密着型サービス事業所）へ活用する相談をしたい方。

お申し込み方法

裏面の申込書をFAXいただくか、お電話又は当機構ホームページからお申し込みください。

お問い合わせ



一般社団法人 かながわ福祉居住推進機構

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

TEL : 045-264-4784 (水曜除く平日 10時~16時)

FAX : 045-264-4785

✉ : kanaju@kanaju.xsrv.jp



Q&A



Q 土地はどれぐらいの面積が必要？

前面道路や、建築可能な面積にもよりますが、概ね 400～700㎡位～が目安になります。

Q 市街化調整区域の土地でも設置できる？

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は一定の基準に合致すれば可能です。

Q どんな土地でもいいの？

高齢者の安全性を確保するため、土砂災害警戒区域、浸水想定区域に該当する場合は事業所には適しません。

その他 注意事項

※ ご提供いただいた情報は、当機構の個人情報保護方針に基づき厳重に管理し、本事業の運営のために適切に取扱います。

※ 紹介いただいた対象地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人に調査・確認を行っていただきます。

※ 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け選定される必要があります。

※ 活用に際しての契約は、土地所有者等(オーナー)と運営法人の間で条件を調整していただきます。

※ 立地条件によっては開設できない土地がございますので予めご承知おきください。

※ 詳細は横浜市健康福祉局 介護事業指導課発行の「建設の手引き」をご確認ください。

FAX 申込書

土地活用 出張相談会

予約希望日時 希望時間に <input checked="" type="checkbox"/> を してください。	金沢公会堂 1号会議室 令和6年3月5日(火) □13:30～, □14:30～, □15:30～	
お申込日	令和 年 月 日	
フリガナ		
お名前 来場者すべて ご記入ください	(計 名)	
法人の場合 会社名		
ご連絡先	TEL:	FAX:
	E-mail: @	
ご来場の動機	チラシ(区役所・地域ケアプラザ・金融機関・駅)・ご紹介(法人、紹介者名) 当機構ホームページ その他 ()	

送信先 FAX 番号: **045-264-4785** お申込期限: 開催日の5日前

※申込受付後、事務局から折り返しご連絡いたします。

折り返しの連絡があるまでは、相談の日時は確定ではありません。